

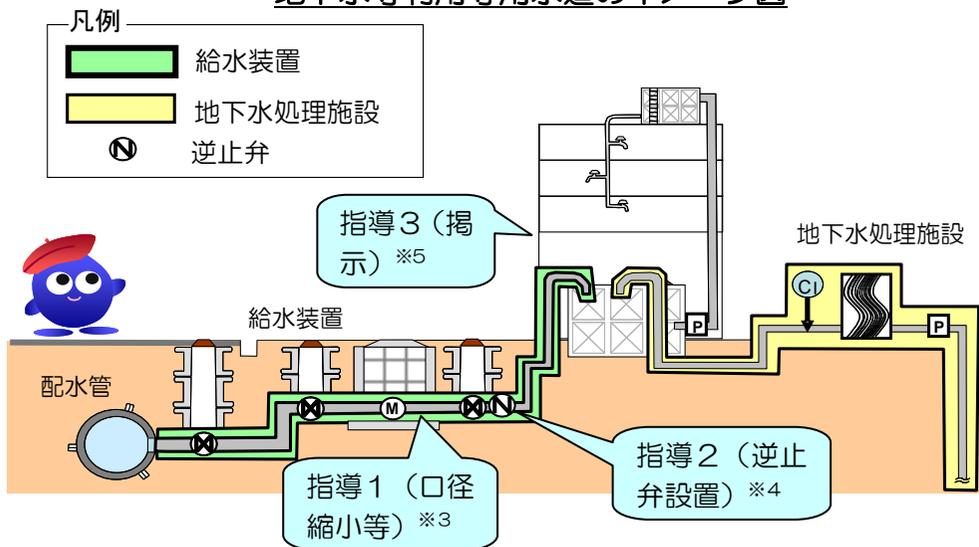


水道局は、水道水と地下水処理水等を混合利用する地下水等利用 専用水道について、さらに適正な水質管理の実現をめざし、平成 20年4月1日から指導等を実施します。

地下水等利用専用水道とは、主に次のような施設を言います。

- ・市が供給する水と地下水等を混合して給水する専用水道
- ・通常、市が供給する水は使用しないが、市が供給する水と地下水等を混合して給水する構造となっている専用水道

地下水等利用専用水道のイメージ図



水道局への届出

設置者は、地下水等利用専用水道の設置等について水道局へ届け出てください(※1)。

情報提供

水道局は、水道局ホームページ等を用いて市内における地下水等利用専用水道の設置状況について情報提供します(※2)。

設置者への指導

- 1 給水装置の滞留水対策
適正口径への縮小等の滞留水対策を実施すること(※3)
- 2 逆流防止措置
当該給水管へ逆止弁を設置することが望ましい(※4)
- 3 施設利用者への掲示
施設内へ「水道水と地下水処理水等を混合して給水している」旨の掲示をすること(※5)

※1 設置者は、新設時のほか、届出事項に変更が生じた場合及び専用水道を廃止する等地下水等利用専用水道に該当しなくなった場合にも、直ちにその旨を水道局(給水課)へ届け出てください。

※2 掲載内容は、施設名、設置者名、設置場所及び設置日です。

※3 設置者は、水道水から地下水処理水への切り替えに伴って、給水装置内に滞留水が発生した場合、水質劣化の恐れがあるので適正口径への縮小等の措置を行ってください。

※4 設置者は、施設内において水質事故が発生し、その水が配水本管に逆流した場合、周辺住民に影響を及ぼすことも懸念されるため、当該給水装置に逆止弁を設置してください。

※5 設置者は、不特定多数の利用者に対する適切な情報提供の一環として、施設内に「水道水と地下水処理水等を混合して給水している」旨の掲示を行ってください。

地下水等利用専用水道に関するご質問は、水道局工務部給水課(TEL 6616-5483)へお問い合わせください。

大阪市水道局